

野田市告示第 1 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 3 1 条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 2 3 日

野田市長 鈴 木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 公益社団法人 野田市シルバー人材センター
住所 千葉県野田市鶴奉 5 番地の 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託する事務
野田市船形多世代交流センター
会議室等利用に係る使用料及びカラオケ利用料
- 3 公金事務取扱者の指定日及び委託日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで